

○高圧ガス製造届（冷凍則）

根拠法令

- ・法5条第2項第2号 冷凍則第4条

適用

- ・1日の冷凍能力が
 - 冷媒ガスがフルオロカーボン（不活性のものに限る）の場合 20トン以上50トン未満
 - 冷媒ガスがフルオロカーボン（不活性のものを除く）の場合 5トン以上50トン未満
 - 冷媒ガスが上記以外の場合 3トン以上20トン未満
- である冷凍設備を使用して高圧ガスを製造する者。

必要書類

1. 高圧ガス製造届書（冷凍則様式第2）
2. 製造計画書（記載すべき事項）
 - （1）製造の目的
 - （2）製造設備の種類
 - （3）1日の冷凍能力
 - （4）圧縮機の性能
 - （5）法第12条第1項及び第2項の技術上の基準に関する事項
（添付すべき書面又は図面）
 - ①事業所全体平面図
 - ②製造工程の概要を説明した書面及び図面
 - ③フローシート又は配管図
 - ④高圧ガス製造施設配置図
 - ⑤機器等一覧表
 - ⑥冷凍能力の計算書
 - ⑦冷媒設備の機密性試験成績書及び耐圧性能試験成績書（配管を除く）に対応する事項（指定設備にあつては指定設備認定証、冷凍則第64条第2号に規定する協会が行う試験に合格したものにあつては当該試験に合格した旨の証明書）
3. 上記①から⑦に掲げるもののほか、法第12条第1項及び第2項の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面等
4. 移設等に係る高圧ガス設備にあつては、当該高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録
5. 法人登記簿謄本〔履歴事項全部証明書〕（個人の場合は住民票）
6. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）